

議案第46号

若狭町印鑑条例の一部改正について

若狭町印鑑条例（平成17年若狭町条例第9号）の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和8年6月5日提出

若狭町長 渡辺 英朗

提案理由

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）の施行に伴い、条例の改正が必要となるため、この案を提出する。

若狭町条例第 号

若狭町印鑑条例の一部を改正する条例

若狭町印鑑条例（平成17年若狭町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第17条中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。